

鹿沼市水道事業給水条例及び鹿沼市下水道条例の一部改正について

次のように改める。

令和 8 年 2 月 16 日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市水道事業給水条例及び鹿沼市下水道条例の一部を改正する条例

(鹿沼市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 鹿沼市水道事業給水条例（平成 7 年鹿沼市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「管理者の権限を行う市長又は鹿沼市指定給水装置工事事業者（管理者の権限を行う市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者をいう。以下「指定工事事業者」という。）において施行する」を削る。

第 6 条第 1 項中「指定工事事業者」を「鹿沼市指定給水装置工事事業者（管理者の権限を行う市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者をいう。以下「指定工事事業者」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者の権限を行う市長が他の水道事業者又は他の水道事業者が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「他の水道事業者等」という。）が工事の設計及び施行をする必要があると認めるときは、この限りでない。

第 6 条第 2 項中「指定工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加え、同条第 3 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、「指定工事事業者」の次に「又は他の水道事業者等」を加える。

(鹿沼市下水道条例の一部改正)

第 2 条 鹿沼市下水道条例（昭和 50 年鹿沼市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者の権限を行う市長が他の管理者又は他の管理者の権限を行う市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。